

○財務省告示第二百九十八号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十四年八月二十七日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十四年九月十一日
財務大臣 安住 淳

- 一 名称及び記号
利付国庫債券（二十年）（第三百三十九回）
- 二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
- 三 振替法の適用
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
- 四 発行方法
価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行」という。）
- 五 募入決定の方法
各申込みのうち応募価格の高い

イ 価格競争

八 最低額面金
九 振替単位

十 一 発行日
十 二 発行格

ロ

十 三 二 発行格競争入札発
の経過利率
払過利
込利
み子率

五万円

振替法の規定による振替口座簿
の記載又は記録は、最低額面金
の整数倍の金額によるものと
す。平成二十四年八月二十七日

額面金額の総額 $\times \frac{1.6}{100} \times \frac{68}{365}$
十 九 銭 額 以上 金額 百円 につき 九十九円 五
十 九 銭 額 百円 につき 九十九円 二

(一) 年一・六パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に追加の算
式により算出した金額を第
十号に規定する日に払い込
むものとする。

(二)

発行時に、おいて、その子
に係る所得が、源泉徴収の
るもの記載は、前記(一)の
口座に記し、又は前記(一)
の口座に記し、又は前記(一)
に、り、算出た金額を、該
金額に、り、算出た金額を、該
額に、り、算出た金額を、該
時、に、り、算出た金額を、該

十四 初期利子

十五 第二期以後の利子

十六 償還金
十七 償還金
十八 元利支
十九 払込
二十 者入札参加

住者又は外国人である場合には、前記(一)の算式による場合は、出た金額に当該非居住者又
は外国法人が適用を受ける所
得税の税率を乗じた金額を
控除することができる。

平成二十四年十二月二十日を支
払期とし、次の算式により算出
した金額を支払う。ただし、支
払期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う。以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{償還金額} \times 1.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年六月二十日及び十二月二十
日を支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利子を支払う。
平成二十四年六月二十日
額面金額百円につき百円

日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成二十四年八月二十七日